

平成30年度智頭町職員採用資格試験公告

平成31年4月1日採用予定の、智頭町職員採用資格試験を次のとおり行います。

平成30年10月1日

智頭町長 寺谷 誠一郎

記

1. 職 種 保 育 士

3. 受 験 資 格

(1) 国内在住

(2) 年齢要件

昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、保育士資格を有するか、平成31年3月31日までに取得見込みの人

(3) 試験を受けられない人

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成30年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

4. 第 一 次 試 験

(1) 日時及び場所

平成30年11月18日（日）智頭町役場において行います。時刻及び試験場は受験票に記載いたします。

(2) 試験種目

ア 専 門 試 験 社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)等について択一式による筆記試験

イ 事 務 適 性 検 査 職員として事務の適応性(正確さ、迅速さ等)についての検査

ウ 一 般 性 格 診 断 検 査 職員として職場における適応性についての検査

エ 作 文 試 験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(3) 第一次試験合格者の発表

試験後一週間程度で合格者に通知するほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

5. 第 二 次 試 験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 日時及び場所

平成30年12月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際お知らせします。

(2) 試験種目

① 口 述 試 験 主として人物について個別面接による試験

6. 合 格 者 の 発 表

平成30年12月中旬から下旬、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

7. 合 格 か ら 採 用 ま で

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

8. 受 験 手 続 及 び 受 付 期 間

(1) 申込用紙は平成30年10月1日（月）から智頭町役場総務課で受領して下さい。

(2) 提出書類は受験申込書に所要事項を記入し、平成30年10月31日（水）午後5時までに智頭町役場総務課に提出して下さい。同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。なお、応募書類はお返しいたしません。

智頭町役場総務課 〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（電話 0858-75-4111）

9. そ の 他

(1) 過去5年間の作文問題をお知らせしています。申込用紙と一緒に受け取り下さい。

(2) 郵送による申込者に受験票を返送しますが、11月9日までに到着しないときは、智頭町役場総務課に照会してください。